

論 文

ドイツ相続税における事業承継問題

～2014年相続税法違憲判決を受けて～

野 田 裕 康

はじめに

2015年1月より我が国で新しい事業承継税制¹がスタートした。その政策目的は「雇用の確保を通じた地域経済の活力維持」としている。現経営者や後継予定者にとって資産譲渡時の課税問題は、事業の存続にも係るリスクマネジメントである。本稿は我が国と同じく事業承継税制の抜本改革が議論されている、ドイツの相続・贈与税（以下相続税）を取り上げる。ドイツでは過去3回にわたり相続税が違憲判決を受けており、なかでも事業承継が大きな争点となっていたからである。特に、2009年改正相続税が引き起こした極端な租税回避行為については、我が国でも事業承継税制の在り方が議論されているにもかかわらず、このようなドイツの租税特別措置が及ぼす経済効果を分析している研究は、ほとんどない。

ドイツ事業承継の問題は、雇用の創出、賃金水準の維持、関連する中小・家族企業の保護がその中心課題に据えられているが、それ以上さらに、ドイツに固有な企業経営の国内外経済に及ぼす経済的影響、産業の維持、近年議論が強くなってきている富裕層に対する根本的な再分配機能、さらにはまだ十分に解消したとは言えない課税資産評価格差など、多方面から指摘することができよう。よって本論ではドイツに固有の中小企業の位置づけを確認したうえで、違憲判決の経緯と現行相続税法の抜け穴がもたらした租税回避の実態を調査し、違憲判決後の税制改正議論も検証し、最後に唯一の有益な統計である営業届統計から特別措置に基づく雇用への影響も実証していく。

1 中小企業庁HP (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2013/130705/shokei_manual.htm)

2. ドイツの中小企業の多様性

2.1. ドイツの中小企業 (KMU)

我が国の中小企業基本法²に拠れば中小企業者の範囲を資本金及び常時雇用従業員数により、小規模企業者を常時雇用従業員数により規定している。2015年の中小企業白書、および2015年より刊行された小規模企業白書では中規模企業を約51万者、小規模事業者は約334.3万者と表し、中小企業数は全企業数(約386万者)の99.7%を占めている。2011年の従業者数比では全体の約4,614万人のなかで69.7%、売上高比では総額1,182兆円のうち約43.9%を中小企業が占めている。

ドイツ中小企業の範囲は欧州委員会(以下EU)とボンのミッテルシュタンド研究機関(以下IfM Bonn³)の両基準が用いられている。ドイツのみならず主要国で中小企業の役割は極めて大きく、EU内においても様々な支援策⁴があることから、2003年5月にEUは改めて統一的な基準を勧告⁵している。このEU基準はIfM Bonn基準よりも範囲が狭く、このことは後述するミッテルシュタンドの存在が影響している。〈表1〉〈表2〉参照。

EU基準はドイツ連邦統計局やドイツ連邦銀行などで用いられている⁶が、国内政策ではドイツに独特な中小企業に対する支援措置⁷をはじめとして、労働政策上や財政政策上においてIfM Bonn基準に依拠したものも多く用いられて

2 中小企業基本法第2条第1項は業種を①製造業その他、②卸売業③サービス業④小売業に区分し、例えば小規模企業者は従業員数により①20人以下～④5人以下で分類、中小企業者では従業員数①300人以下～④50人以下、または資本金①3億円以下～④5,000万円以下のいずれかを満たすこと、と分類しているが、中小企業関連立法における政令により従業員数に例外がある。

3 いわゆる中小企業研究所の名称IfMはドイツに複数存在するが、中心的な役割はボンである。

4 例えばEuropean Investment BankやBundesministerium für Wirtschaft und Energieなど。

5 EC (2005): p. 6.

6 Vgl. Vogel, S (2011): s. 3 ff.

7 例えばKreditanstalt für WiederaufbauやEuropean Recovery Programなど。

ドイツ相続税における事業承継問題

表1 EU基準によるドイツ中小企業（KMU）比率（2012年）

区 分	全企業比	従業員数, かつ, 年間売上高またはBS総額*			
		従業員数	全従業員比	年間売上高	総売上高比
マイクロ企業	89.5%	9人以下	14.7%	200万€以下	9.4%
小規模企業	8.1%	10人～49人	18.7%	200万～1,000万€	10.7%
中規模企業	1.9%	50人～249人	20.6%	1,000万€～5,000万€	14.1%
KMU	99.5%	54.0%		34.1%	

*～200万€, 200万€～1000万€, 1000万€～4300万€（さらに資本関係として大企業の出資比25%以下）

出所：EC (2005): p. 14.

表2 IfM基準によるドイツの中小企業（KMU）比率（2012年）

区 分	全企業比	従業員数, かつ, 年間売上高			
		従業員数	全従業員比	年間売上高	総売上高比
小規模企業	87.1%	9人以下	13.4%	100万€以下	7.4%
中規模企業	12.5%	10人～499人	46.0%	100万～5,000万€	27.8%
KMU	99.6%	59.4%		35.3%	

出所：IfM Bonn HP, KMU-Definition des IfM Bonn.

いる。

また、このような経済的な量的基準以外にも経営責任・意志決定の所在、法人資産の所有形態、経営者との人的関係という質的基準もドイツ中小企業の定義として重要である。とりわけ所有と経営が同一している企業の存在や、大企業と独立した企業の役割も大きいものがあり、これらの性質を有している家族企業やミッテルシュタンドは広義の中小企業と同類視され、また彼らのドイツ国内外への経営戦略・競争力・成果は諸外国から高い評価⁸を受けている。

2.2. 家族企業（Familienunternehmen）同族会社

家族企業とは一般に、家族（同族）が企業資産を保有し、同時に経営指揮権も有している企業を指す概念である。そもそもドイツの家族企業は中小企業に

8 Simon, H (1996), 岩本 (2015) など。

おけるEU基準やIfM Bonn基準のような計量的定義がなく、法的根拠⁹もない。このような学術的に考察できない用語であるにもかかわらず、家族企業は歴史的にも様々な支援団体により経済政策や税制改革において大きな存在力を有しており、法人税議論のみならず事業承継税制議論においても活発な展開をしている。その支援の中心となる組織が家族企業財団 (Stiftung Familienunternehmen, 以下SF) である。SFでは以下の4つの基準¹⁰により家族企業概念を説明している。

- ① 1人または複数の家族が議決権と、(または)、資本の大部分を所有
- ② 1人または複数の家族が企業に対して決定的な影響を及ぼし、その家族構成員は企業の中で中心的役割を果たしている、かつ (または)、監査役会または株主総会において決定権と支配権を行使する
- ③ 特定の価値を有する、もしくは、家族を特徴づける特定の企業文化が支配的な企業
- ④ 継続意思、即ち家族内で次の世代に企業を承継する予定がある企業

特に④は事業承継税制の議論において重要な意義を有しているが、③と同様に学術的に考察できないことから、①と②に基づく家族企業概念規定が主流であり、それらはまた、家族支配企業と所有者主導企業に分離して経営形態や会社法などの定義を用い、これによって経済的な基準から分類考察することが可能になる。IfM Bonnの家族企業の定義ではこれらを狭義に捉え、以下にまとめられている¹¹。

- ① 2人以下の自然人、またはその家族が企業決定権割合の50%以上を所
有し
- ② 彼らが取締役会に属していること

家族企業は所有権と経営権の同時所有が重要な基準となる。ドイツの家族企業はこのようにファミリー支配という基準が中心にあるものの、確定的な企業

9 我が国の同族会社は、社会通念上創業者一族の株式保有率が高く、かつ、経営支配権も有している会社とされるが、法人税法上では同族会社を上位3株主の比率が50%超に相当する法人と定めている。

10 SF (2014): s. 13.

11 Haunschild, L/Wolter, HJ (2010): s. 3.

規模基準がないことから正確な数字では把握できないが、2013年で家族支配企業は全体の91%、所有者主導企業は全体の88%を占めており¹²、家族企業全体では全企業比で95%、従業者数比で57.3%、売上高比では41.5%を占めている。

2.3. ミッテルシュタンド (Mittelstand) 中堅企業

ドイツのミッテルシュタンド¹³とは、厳密には中小企業や家族企業とは異なるドイツ経済に特殊・伝統的な用語概念¹⁴とされている。IfM Bonnに拠れば、一般的な法人規模分類に基づく中小企業という量的定義は必要とせず、所有と経営の一致するものをドイツでミッテルシュタンドと定義しているが、さらに経営形態における企業の独立性も指標に加える必要がある。これは所有者主導企業という狭義の家族企業と同類の側面を持つと解釈されている。またミッテルシュタンドには経営に影響を与えない限り¹⁵、外部経営者の参加も含むと理解されている。

これらを敢えて一般化して区分するならば、量的定義のあるEU基準中小企業、IfM Bonn基準中小企業、量的定義のないIfM Bonn基準ミッテルシュタンド、そして家族企業の順に企業の全般的経済規模及び、ドイツ企業定義の範囲が大きくなると理解することもできよう。IfM Bonnの2001年の報告書¹⁶ではミッテルシュタンドを所有者企業と定義して、その存在割合は全企業比で

12 例えば2012年で上位3位の家族企業であるSchwarz Group, Robert Bosch GmbH, Metro Group, は従業員数がグループ全体で25万人以上、売上高は500億€以上の規模である。Hauser, HE/Wolter, HJ (2007) は狭義に捉えても、従業員1,000人以上企業に占める家族企業の割合は17.8% (2001年) と指摘している。Hauser, HE/Wolter, HJ (2007): s. 22.

13 政府も用語の多義性は認識しており、IfM Bonnの定義を指針としている。Vgl. BMWi HP.

14 IfM Bonnの創設に寄与したエアハルトは、税収統計のような数字的結論だけでミッテルシュタンドの重要性を理解することはできないと述べている。Vgl. IfM Bonn HP., Erhard, L (1957): s. 145.

15 Kayser/Schwarting (1981), zitiert aus Hauser, HE/Wolter, HJ (2007): s. 5. よって外部経営者のみの企業は含まれない。

16 Wolter, HJ/Hauser, HE (2001): s. 71.

94.8% (1998年) と試算しており、母数は少ないものの株式会社形態においても28.3%をミッテルシュタンドとしている。また近年の研究¹⁷では小企業化と大企業化の2極分化が進んでおり、企業体質の変化や企業家の多様性などから構造改革期にあり従来の定義では大まかすぎると分析する。

2012年でミッテルシュタンドは全企業比で99.6%、従業者数比で59.4%、売上高比では35.3%を占めていると算定されるが、各年の企業登録件数とIfM Bonnによる集計には若干の誤差がある¹⁸。

以上考察したように、ドイツの企業は極めて複雑な形態と性質を持ち、大企業を除いた中小企業、家族企業、ミッテルシュタンドの存在は、それぞれの3面が重複した概念を持ち、一義的にまとめることはできない。にもかかわらず、実体経済においてドイツ企業の経営活動に見られる独自性や、その経済活動の成果としての成長力・競争力に対する実証分析にはドイツのみならず諸外国でも多くの先行研究がある。従って事業承継税制を議論する場合は、ドイツに特殊な企業概念を配慮した経済政策や労働問題を論ずる必要があるものの、以下では政策税制の議論に即し、雇用確保に対する企業相続税優遇措置の財政効果に限定して議論を進めていく。

3. 相続税の違憲判決

3.1. 1995年判決と相続税改正 (事業承継への評価による優遇)

資産課税、即ち財産税・相続税・不動産税の課税標準に対して、連邦政府が統一して評価を行うことを定めた統一評価法は、原則定期的な資産再評価を必要としていたにもかかわらず、土地に関して1964年統一評価後の法定再評価は一度も行われず、その結果評価額格差が他の財産評価との不平等を生み出したことにより憲法違反と判決¹⁹されたものである。財産税違憲判決に対してはその後の改正を行わず廃止 (徴税停止) とされて今日に至っているが、相続税においては1974年相続税を新たに抜本改正して (以下1997年相続税) 統一評価に

17 Welter, F/May-Strobl, E/Wolter, HJ/Günterberg, B (2014): s. VI.

18 その差異は消費税納税義務企業数や社会保障義務者数によるものと推測される。

19 BVerfG (1995): 2 BvR 552/91, BStBl. 1995 II s. 671.

依拠した課税を止め、代わりに1996年より新しい課税評価基準としての土地所有価格に基づく相続税課税標準²⁰を定めた。これは相続発生時（または不動産取得時）に個別に評価（必要時評価）することから、当初は1996年時点の標準地価を税額算定の根拠として、裁判所の要請する課税標準評価における適正な価格（通常価格）とみなされた。

相続税における土地評価方式の統一評価価格から必要評価方式による土地所有価格への変更は、他の相続財産に適用される時価評価（取引価格または市場価格）に表面上は合わせたことになるが、実際には相続時点での土地財産（必要時評価）、事業資産（税務BS価格、または部分価格）、株式（取引・市場価格または見込価格・シュトットガルト方式）に基づいており、課税評価額それぞれにおいて通常価格に近似させているとは言い難く、全相続資産の市場価格評価、即ち通常価格による評価の統一（公平性）は達成されていなかった。

特に、事業資産に対する相続税負担軽減の議論は、事業承継優遇による雇用確保や企業価値の存続、競争力維持などを政策目標として様々に指摘²¹されるようになっていた。事業財産評価において税務BS価格を導入したことは事業後継者にとって課税標準が低くなり、政策的意図を含んだ評価であった。

3.2. 2006年判決と相続税改正（事業承継への特別措置による免除）

1997年相続税は土地財産・事業財産評価に対する取引価格統一による合理化を意図²²したものであったが、相続税課税標準としての必要時評価基準に基づく土地所有価格は、結果的に他の資産評価との間に客観性に問題²³が残り、現実的に正しい価格関係を表しているとは言えなかったため、2006年11月に連邦

20 1996年より遡及して適用することとし、また不動産取得税も1997年より適用。Vgl. § 138 BewG.

21 野田（2000）: p. 185以下。

22 但し、莫大なコストがかかっていた統一評価の適用を相続税算定において止めたことにより、徴収コストは削減され、またその後相続税取も増大しているため、財政的には効果があった改革といえよう。他方でSeerは、実際の死亡報告から個別徴収まで複数の税務署によるカスケード的な行政煩雑性の存在によって必要時評価手法の簡素化を疑問視している。Vgl. Seer（2013）: s. 768.

憲法裁判所は再び1997年相続税を違憲と判断²⁴した。その理由は、端的に言って特定の政策目標によって評価段階に影響を与えてはならないということである。必要評価方式による資産評価の多様性にもかかわらず、統一した税率の適用は、特に土地評価において不平等と指摘²⁵されたのである。具体的には、事業承継において優遇する場合、政策目標や基準の明瞭な免除措置を個別に講ずることはできるという租税特別措置による対応を求めた。

シュレーダー政権時の労働改革は政府当初改革案で事業後継者の税制優遇対策も重要課題となり、当初事業財産承継後10年間の段階的税率軽減、軽減対象財産の上限を1億€迄、控除額は225,000€とするなどが盛り込まれていた²⁶。しかしながら2006年の判決により方向修正を余儀なくされた結果、2008年に相続税抜本改革を行い、2009年より現行の相続税制が施行された（以下2009年相続税）。

いわば2度目の司直叱責を受けた相続税は、恣意的な評価の余地が残っていた必要評価方式を改正²⁷し、裁判所の求めた「現実に正しい価格関係」の要請通り、最終的には時価評価を意味する取引価格を通常価格としてすべての相続資産評価に取り入れた²⁸。同時に、事業財産の相続に際しては評価時ではなく、課税時における大幅な特別免除措置を設定したことによって事業承継税制の財政政策支援意図、すなわち優遇の目標正確性と基準明瞭性を明確にさせた。2008年改正の中心は課税対象事業資産の85%減額（一部100%）評価、賃金総額規定に基づく5年or7年の非課税措置にあり、さらに150,000€の控除額も

23 Maiterth, R/Sureth, Cは課税価格と取引価格との格差を事業資産で1 : 1.8572（税務BS価格）、株式で1 : 1.4493（シュトットガルト方式）、土地財産で1 : 1.4286（売買事例集）と算出している。Vgl. Maiterth, R/Sureth, C (2007): s. 57. なおシュトットガルト方式はMueller, J (2006) のモデルを用いている。

24 BVerfG (2006): 1 BvL 10/02, BStBl 2007 II s. 192.

25 Horschitz, H et al (2014): s. 182ff.

26 BT-Drucks (2005): 15/5555, s. 6.

27 評価法改正により不動産税（統一評価）・不動産取得税（必要評価）にも大きな影響を与えた。

28 実際には正しい価格が存在しないため取引価格に近い近似価格となる。Vgl. Seer, R (2015b): s. 836.

設定した。このような事業資産相続時の広範囲に及ぶ特別措置は、事実上の相続税廃止とまで指摘され、その後多くの租税回避操作、即ち個人資産から企業資産への移転を引き起こした。

3.3. 2014年判決（事業承継税制の縮小）

連邦憲法裁判所は2014年12月に3度目の違憲判決²⁹を下し、改正の期限を2016年6月末迄³⁰とした。その理由は、2009年相続税において導入された事業資産に対する特別措置³¹が平等原則に反すると指摘したからである。裁判所は相続税において家族企業と雇用確保のために特別措置を講ずること自体は適法であると認めており、企業資産の租税回避操作に対する個人資産との不公平性という課税の穴を閉じて、課税当局による税の優遇措置が十分な基準の明瞭性を持ち、目標に正確に該当する³²ことを再び求めたのである。この判決は中小企業経営者をはじめ多くの注目を集めた。税法研究上で極めて重要と思われるこの目標正確性と基準明瞭性の要請は、結果的に2009年相続税においても達成されていないと判断されたことになる。従って課税当局は相続税廃止が現実的でない以上、期限までに租税回避を防ぐ新たな公平なる財政基準の設定（特別措置の見直し）と、政策効果の検証（優遇による雇用確保の実証）が経済的に要求されたことになる。次章では判決で求められた2009年相続税における事業承継問題を個別に取り上げながら、問題点と改正点を検討する。

29 BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, BStBl. 2015, s. 50. なお少数意見として相続税の社会国家における機会均等としての再分配機能を述べており、近年の資産格差拡大による富の集中に懸念も表している。auch Vgl. Schiffer, KJ (2015): s. 9.

30 但し、判決日以降の極端な租税回避操作が認められる場合は、今後予定される改正法において遡及適用可能とされている。しかしながら政府の改正法案は、2016年7月に連邦参議院が否決し、両院協議会が召集されたことによって、結論は2016年の秋以降に延期されている。

31 違憲とされたのは、経済成長促進法（2009年12月22日）に基づく事業資産、農林事業、資本会社の株式に対する優遇規定（§ 13a ErbStG）、相続税改正法（2008年12月24日）に基づく優遇財産規定（§ 13b ErbStG）、及びこれらに係る税率規定（§ 19 ErbStG）である。

32 BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Rz. 167.

4. 事業承継税制の問題点

事業承継税制は1993年の事業資産に対する課税評価の変更（簿価の導入）から始まった³³。その後1994年には評価割引25%と控除額50万DMを設定し、1995年違憲判決を受けて1997年税制改正において新たに§ 13a条を追加して評価割引を40%に引き上げ（1996年より遡及適用）、承継者に対する税クラスの優遇も認め、農林事業財産にも優遇を拡大した。事業資産は個人資産とは異なり社会性を有しているから承継において優遇すべしという理由³⁴からであった。この背景には、1974年相続税改正以降経済成長に伴うインフレ調整が行われず課税標準の評価に歪みが生じていたことも指摘できるが、それに加えて、富裕層に対する代理相続税として導入された相続補充税³⁵も家族財団に際する特定財産への擬制的な相続課税として再分配の視点で議論されていた。しかし2004年には財政的理由により控除や評価割引が引き下げられている。経済財政的な理由で評価額や税額が短期間で変更されることは司法上で懸念が持たれ、資産評価に対してはその後、首尾一貫した時価基準即ち通常価格に均衡させることが2度目の判決に繋がっていると見えよう。

第3章で検討したように2000年代前半の労働改革や緊縮財政政策の影響は2006年相続税判決においても重要であるが、本稿ではこの時期の事業承継拡大要因分析は省略し、その後の具体的な優遇措置の分析を試みたい。従って本章では2014年判決の指摘に基づく現行相続税制の事業承継に係る問題点を個別に考察し、第5章ではIfM Bonnの文献や、連邦統計局の相続・贈与税収統計、企業の開・廃業届統計などにより分析していく。

4.1. 貸金総額規定

事業承継税制の優遇を受けるには、承継後も事業を継続するだけでなく、雇用を維持確保するために人件費、即ち従業員に対する支払賃金額を一定水準に

33 但し、立地確保法に基づく評価法の変更（§ 109 BewG）が中心であった。野田（2000）: p. 180.

34 Brüggemann, G/Stirnberg, M（2012）: s. 737.

35 Vgl. § 1 Abs. 1 Nr. 4 ErbStG.

保つことが求められる。通常の優遇では5年継続を前提に事業財産評価額が85%減額されるが、同時に承継後の当初賃金額は承継直前賃金比で80%を下回らないこと、即ち最低賃金の総額を5年総額割合で400%以下とし、また後述する管理資産割合は50%以下であることが条件³⁶となる。なお、従業員20名以下の企業にはこの賃金総額規定は適用されず、保有期間として5年以上継続だけが優遇要件である。2014年判決ではこの従業員20名以下の優遇要件を違憲と判断した。その理由は、20名に設定した根拠が不明であり、ドイツでは全企業の90%以上³⁷がこれに該当するため、特例規定としては不適切であるとみなしたからである。経済全体ではこの賃金総額規定に該当する全従業員の割合が80%³⁸であっても、企業段階での目的合理性を求めたのである。さらに全企業数の9割を占める小企業を一律に免除することによる行政簡素目的³⁹も否定し、裁判所はむしろ逆効果の具体例として、従業員を20人以下に分割して税負担を回避する行為を判決文⁴⁰でも取り上げている。

第2章で考察したように、ドイツの中小企業は概念と範囲が大きいが故に詳細な経済分析が難しい。しかしながら20人以下の一律優遇規定は、さらに後述する租税回避操作をも引き起こしたことから、その後の政府草案では一律優遇規定を改め、より少人数の3段階に分けて最低賃金総額も引き下げ、承継事業資産額の上限も設定した（第5章参照）。

裁判所は事業承継税制のコンセプトを全企業段階における平等性に求めているが、その政策目標である賃金水準の維持及び雇用存続の達成にとっては、マクロ的な経済指標すなわち全従業員比や総売上高のような総生産全体を経済学的に考察することも重要であろう。

36 事業資産100%免除という完全優遇の場合は、継続期間7年、賃金総額は700%、管理資産割合10%以下が要件となる。

37 正確にはBFH2012年判決に基づき、2011年連邦統計により9人以下の占める割合が91.4%（2008年時点）であったと述べている。

38 BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Rz. 220.

39 BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Rz. 224.

40 BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Rz. 53.

4.2. 現金会社 (Cash GmbH)

個人資産を譲渡目的で新規設立した現金会社に移転させ事業財産と偽装して相続税を回避する操作は、2009年相続税における税の抜け穴と批判され、年間約1億€の税収不足⁴¹をもたらしていた。そもそも小規模事業者や個人事業者は個人資産と事業資産の区別が曖昧であり、このような個人資産相続時の税回避行動は以前より認識されていたが、2009年相続税において事業資産の大幅な優遇が始まったことにより定義が多様に解釈され、とりわけ後述する管理資産概念の不明確さも誘因となり、税務当局にとって想定外の税回避操作（特別手当）を許容してしまった。

現金会社とは流動性の高い金銭債権（現金、普通預金、貯蓄預金、定期預金、売掛金、関連企業債権）で専ら構成される有限会社や人的会社を指し、これらへの現金預金の出資は無制限に事業資産とみなされることから、結果的に個人資産を現金会社に移転させて承継時に優遇を受けることができたのである。このような回避操作を引き起こした原因は、事業資産内部の類型に問題があったと言えよう。2013年の税制改革に先立ち連邦財政裁判所（BFH）は、現金会社の実態はほとんどが20人以下の企業であり、それらの承継は賃金総額規定外で雇用維持に結びついていないと指摘⁴²し、それを受けた2013年の税法改正により管理資産の範囲を拡大⁴³し、このような操作は除外されることになったが⁴⁴、この点において2009年相続税の不平等を象徴する事業承継税制であったといえよう。

4.3. 管理資産 (administrative assets)

管理資産とは端的には本業外特定資産のことであり、現行税法は第三者に供

41 BR-Drucks (2013): 139/13, s. 91.

42 BFH (2012): Entscheidung vom 27. 9. 2012, II R 9/11, Rz. 117, 2014年判決もこの判決を支持している。

43 § 13b Abs. 2 Satz. 2. Nr. 4a ErbStG

44 AmtshilfeRLUmG, BGBl. I 2013, s. 1842. 但しその後も大きな資本には回避操作の可能性が残ることからむしろ不平等を強めたとする意見もある。Vgl. Viskorf, S/Haag, M (2014): s. 21.

する不動産、出資比率25%以下の株式、管理資産割合が50%以上の人的・資本金会社への出資分、有価証券その他の債権、芸術骨董品など本業目的ではないもの、そして現金会社設立を防ぐために2013年に新たに追加された、通常価格による債務控除後の金銭債権残高が決算時の企業価値に比して20%以上のもの、と記している⁴⁵。このように列記された管理資産を裁判所は承継による賃金水準の維持や雇用創出に結びつかない税法上「有害な資産」⁴⁶とみなした。確かに事業資産には必ずしも当該会社に必要な営業資産のみから構成されているものばかりではなく、資産を外部で運用する資産管理会社による保有形態は我が国の税回避手法としても見られるところであるが、企業資産と個人資産の公平性という視点からとらえるならば、直接本業に不要な副業的資産まで承継時に優遇することは、企業の社会性を配慮してもなお平等原則に反することになろう。

したがって2009年相続税において導入された管理資産規定に基づき、事業承継税制の優遇条件はこの管理資産割合を用いて、正当な本業の税負担のみを承継時に大幅に免除することで、政策目的を達成しようとした⁴⁷のである。しかし、2014年判決ではこの「有害な管理資産」認定を回避する操作としていわゆるカスケード効果⁴⁸を指摘している。カスケード効果とは、企業全体の管理資産比率が高い場合、子会社や孫会社に管理資産を分散させ、意図的（もしくは結果的）に上位企業の管理資産比率を承継優遇条件に適うよう資産を分散する手法である。〈図1〉参照。

このような回避操作を生み出した要因として第一に、多くの文献で指摘されている批判⁴⁹すなわち50%基準がある。そもそも管理資産比率を5割限度にす

45 この条文は一般に管理資産カタログと称されている。Vgl. § 13b Abs 2. Satz 2 Nr. 1~5 ErbStG.

46 「…(略)…銀行預金や定期預金は有害な管理資産である。そういった解釈は条文文言からも意義目的からも、体系的関連や立法過程と相容れないものである」BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Rz. 62.

47 Hannes et al (2009)は2009年相続税法条文 (§ 13b Abs. 3 Satz. 2) 自体に、2006年企業後継者軽減法草案の残滓を指摘しており、それだけ管理資産の概念に立法も混用が見られていることが伺えよう。Vgl. Hannes et al (2009): s. 2029.

48 BVerfG (2014):1 BvL 21/12, Rz.268.

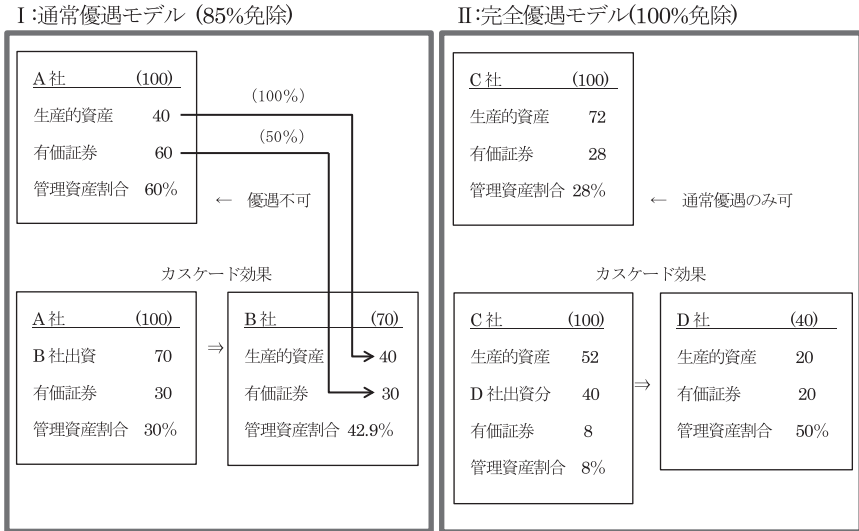


図1 カスケード効果事例

出所：Escher, J (2009): s. 10.

る根拠や影響に対する説明が不十分であり、単純な線引きは逆に「全か無か」という顕著な回避を引き起こしたことである。企業間の資産保有関係を無視した個々の企業段階での簡素な優遇可否判定は、むしろ健全な企業資産状況を把握する基準として不適格であったと言えよう。本業経営に必要な資産規模の認定は、関連会社や親子会社などの企業規模や資産の持ち合い状況も配慮すべきであり、一律な個別決定よりも資産の中身から優遇の是非を問うべきである。

第二に、2009年相続税法の条文には有価証券その他類似の債権⁵⁰と記してあるものの、これが狭義に解釈され、企業が保有する現金や普通預金などの金銭債権は管理資産のカタログに含まれないとみなされていたことが挙げられる。それが現金会社のような回避操作を引き起こしてしまった。

49 Crezelius, G (2015) は、5割未満の非生産的管理資産がこの基準により優遇されたことに法的正当化は見られず、裁判所は過剰優遇と見たのだろうと指摘していた。Vgl. Crezelius, G (2015): ppt Nr. 8.

50 Vgl. § 13b Abs 2. Satz 2 Nr. 4 ErbStG

現金会社の問題は個人事業や小規模企業の回避操作としてその対応が求められてきたが、カスケード効果による回避操作は規模の大きな企業において該当する。2013年の改正により、金銭債権も有価証券と同様に管理資産に含まれることとなったが、同時に20%の控除額も設定しており金融資産の公平性に問題が残る。さらにこの規定は金融機関及び保険会社だけでなく、所得税法上資金調達（融資）を主目的に業務としている企業⁵¹の資産も適用除外としている。確かにこのような例えばコンツェルン型企業における親子会社間の出資は経営上不可欠なものもあり、それらをすべて管理資産とみなして承継時に優遇しないことは実務においても問題となるであろう。

むしろ逆にStalleiken (2013)⁵²は、金融機関であってもその資産の適性を問うことなく主目的とみなすことについてその程度（主目的の範囲基準設定）に疑問を呈しており、不動産評価における時価評価（通常価格）という目標基準設定と同様に、親子会社間の資金調達と債務超過の基準は期待値でしかないと指摘する。このことは、企業内の本業と副業の資産配分の区分や、不動産の絶対評価と相対評価に議論されるような課税標準の設定リスクが政策目標に依存しているところから生じているといえよう。

さらに、管理資産を本業外資産とみなす場合、50%基準という管理資産割合ばかりではなく、副業との経営関連性、すなわち優遇適用の際は管理資産も含まれているという問題や、個人資産との関連性も考慮する必要がある。また、取得期間を5年以上長期の保有に制限して2年未満の管理資産を優遇から除外していることも議論⁵³しなければならないだろう。

4.4. 必要度審査

いずれにせよこのような事業資産における管理資産概念の不明確性は、2009

51 Vgl. § 15 EStG, und § 15. AktG.

52 Stalleiken, J (2013): s. 1382.

53 例えばLayer, B (2013) は、既存資産売却金など転用の場合の保有期間設定を取り上げ、さらに、そもそも親会社が20人以下の場合にも貸金総額規定を適用可能かという点や、自己資本の多い企業は管理資産割合も高い点などからこの改正の問題点を指摘している。Vgl. Layer, B (2013): s. 158.

年相続税の制度的欠陥であり、裁判所は敢えて処方策として必要度審査といういわゆるニーズテストの導入⁵⁴を提唱している。審査の内容はあくまでも課税当局に委ねているものの、議論すべきはこの審査が大企業に制限している点である。従って第2章で考察した中小企業との明瞭な線引きが不可避となり、裁判所はEU基準と2005年の企業承継確保法草案⁵⁵で提示された1億€基準を参照している。必要度とは企業資産の承継時に当該資産が政策目的に適う優遇に該当するか否かであり、税負担は大企業においても流動性や買収といった存続のリスクとなりうるという判断が背景にある。ただ、相続税が負担能力の増大という当局の課税根拠に基づくならば、承継時の移転資産だけでなく承継者の贈与済資産や既存保有資産まで必要度を審査することになりそれもまた税法上問題⁵⁶であると裁判所は指摘しており、このような大企業に対する必要度審査の導入についてPauri (2015)⁵⁷は、収益力の弱い資本集約型企業が大企業に分類されてしまうデメリットがあると主張し、Kirchdörfer/Layer (2015)⁵⁸は、裁判所が示唆するEU基準の導入はEU他国とドイツの大企業との目的が異なるため不適格であるとする。

5. 現行事業承継税制の財政分析

前章では主に2009年相続税に対する違憲判決に基づいた現行税制の問題点を指摘した。本章では、連邦財務省の改正案、及び、企業統計や税務統計などの公表データを用いて、税収問題、控除額問題、事業承継と企業開廃業の相関など事業承継税制を財政経済的に実証していきたい。この実証分析では第2章で明らかにした家族企業の実態も含めているため、企業規模だけでなく承継規模も統一的な議論として重要と考えるからである。

54 「必要度審査を考慮せずに中小企業の範囲を超える優遇である限り、事業資産無償取得の特典は極端である」BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Leitsätze 4b, auch Rz. 174.

55 BT-Drucks (2005): 15/5555, s. 12.

56 BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, Rz. 153, Rz. 175.

57 Pauri, R (2015): s. 6.

58 Kirchdörfer, R/Layer, B (2015): s. 456.

まず、Bach (2015a)⁵⁹に拠れば2009年から2013年迄の間に2,780億€が移転し、相続・贈与税特別措置 (§ 13a) による企業資産の免除額は1,050億€ (内約86%が贈与) と計算している。また相続・贈与税統計を見ると、2013年に約704億€の資産相続額⁶⁰があり、約150億€の基礎控除 (§ 16) 及びその他控除額314億€を除いた課税対象総額は約288億€となり、実際の相続・贈与税額は47億€であった。

2014年違憲判決後、連邦財務省は最初に簡素な修正案を2015年2月に要点案として公表⁶¹し、Schäuble財務相は税の介入は最小限度に留めた点を主張した。しかし当初の修正案では、優遇割引規定の厳格化や個人資産も審査対象に含めるなど、特に規模の大きな企業にとっては受け入れられない内容であった。そのため家族企業財団や商工会議所などの批判も多く⁶²、6月には参考草案⁶³を改めて公表し、それを若干修正した政府草案⁶⁴を7月に作成し閣議決定を経た。

〈表3〉はそれらを簡潔にまとめたものである。政府案改革の中心は管理資産概念の厳格化、賃金総額規定適用従業員数の縮小 (小規模企業対策)、必要度審査該当額の設定 (KMU対策)、オプションとしての優遇割引率逡減モデルの導入 (大企業対策) に分類でき、現金会社やカスケード効果の除去に十分貢献できることをアピールした。Heinemann et al (2015) は、要点案と参考草案を同条件の相続モデルにより国際比較した結果、両案ともあまりにも負担が大きく結果的に経済立地 (競争力) を悪化すると指摘⁶⁵する。

事業承継税制の主目標である企業 (雇用) の安定動向を実証するため、本論

59 Bach, S (2015a): s. 114.

60 無制限納税義務者。Vgl. SB (2014): s. 17.

61 BMF (2015a): Eckwerte.

62 Vgl. Fabio, D (2015): s. 29., IDW (2015): s. 4., Englisch, J (2015): s. 640.

63 BMF (2015b): Referentenentwurf vom 02. 06. 2015.

64 BMF (2015c): Pressemitteilungen vom 08. 07. 2015.

65 Heinemann, F/Spengel, C/Bräutigam, R/Ever, MT (2015): s. 20. 但し、彼らの比較計算の根拠に通常価格評価及び相対的に高い税率が設定されており、現状でも既に18か国中17位 (配偶者相続の場合) にある点は、事業承継税制による特別措置以外の問題が残されているとも言えよう。

表3 2009年事業承継税制の改正案 (2015年10月時点)

現 行	要 点 案	参 考 草 案	政 府 草 案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優遇資産条件 管理資産比50%限 (金額限度無) ・ 優遇割引率 85% (100%) ・ 保有期間 5年 (7年) ・ 基礎控除額 15万€ ・ 貸総額規定 20人以下規定無 21人以上 ・ 400% (700%) <p>(詳細は略)</p>	<p>管理資産概念変更 (優遇資産は主従する 全経済財価格の 50%限、主目的事業 比が50%以下や資産 管理事業は除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸総額規定 企業価値100万€限無 (従業人数規定無) ・ 優遇資産限度 2,000万€以下 ・ 優遇資産限度超 必要度審査 (個人資産MAX50%) <p>以上</p>	<p>管理資産概念変更 (同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優遇資産条件 (主事業用かつ50%限、本業外事 業資産分離、金融資産は優遇資 産審査 (債務控除後20%迄)) ・ 保有期間、基礎控除額 (変更無) ・ 貸総額規定 (審査該当額導入) <u>優遇資産2,000万€以下</u> (特別規定4,000万€限) 1~3人 (貸総額規定無) 4~10人貸総額250% (500%) 11人以上貸総額400% (700%) <u>優遇資産2,000万€以上</u> (特別規定4,000万€超) 必要度審査 (同左) <p>または</p> <p>優遇割引率通減モデル 150万€毎に割引率1%通減 (保有5年) 85%→25% (1.1億€超) (保有7年) 100%→40% (1.1億€超)</p> <p>改正による追加コスト 2016: 1,000万€, 2017: 9,000万 €, 2018: 1.4億€, 2019: 1.7億 €, 2020: 2億€</p>	<p>管理資産概念変更 (同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優遇資産条件 (同左) ・ 保有期間、基礎控除額 (変更無) ・ 貸総額規定 (同左) <p><u>I 従業員15人以下</u> かつ 優遇資産2,600万€限 (特別規定5,200万€限) 1~3人 (貸総額規定無) 4~10人 (貸総額250% (500%)) 11~15人 (貸総額300% (565%))</p> <p><u>II 従業員16人以上</u> かつ 優遇資産2,600万€限 (特別規定5,200万€限) 貸総額400% (700%)</p> <p><u>III 優遇資産2,600万€以上</u> (特別規定5,200万€超) 必要度審査 (同左) (保有7年) 4~10人 (貸総額500%) 11~15人 (貸総額565%)</p> <p>または</p> <p>優遇割引率通減モデル (同左) (保有5年) 85%→20% (1.16億€/1.42億€超) 1~3人 (貸総額規定無) 4~10人 (貸総額250%) 11~15人 (貸総額300%) (保有7年) 100%→35% (1.16億€/1.42億€超) 1~3人 (貸総額規定無) 4~10人 (貸総額500%) 11~15人 (貸総額565%)</p> <p>改正による追加コスト 2016: 1,000万€, 2017: 8,500万€, 2018: 1.45億€, 2019: 1.75億€, 2020: 2億€</p>

出所: BMF (2015a), BMF (2015b), BMF (2015c) より作成

では § 15 GewOに基づき1996年より集計公表されている営業届統計⁶⁶を用いた。営業届は事業の開始および終了を地域の事業担当部署 (営業局) への登録する義務のあるもので、これによりドイツ全体の起業 (開業)・清算 (廃止)・移動

66 SB, Fachserie 2 Reihe 5 "Unternehmen und Arbeitsstätten" Gewerbeanzeigen, 2003年~2014年より集計した。但し農林業及び自由業は除く。Vgl. Clemens, R/Kayer, G (2001): s. 38.

(転入転出)の各情報⁶⁷を知ることができる。〈表4〉参照。本章ではこの中から企業の(代表者)変更届集計ととらえた事業承継データのみを抽出分析⁶⁸した。

〈図2〉は営業届の中で有限会社形態の推移を抽出し、届総数と事業承継中の相続関連とを集計比較したものである。事業承継を議論する場合は、個人会社のような一個人の影響力が強い一代的開廃を除くと、ドイツでは伝統的にも有限会社形態が会社の世代交代の対象として最も一般的であり、このことから、営業届においても事業承継の開廃業が別枠で抽出されていると考えられるからである。もちろん、家族会社であるか否かも重要であるが、第2章で指摘したように統計で分析することはできない。〈図2〉から、総届数では2009年より増加傾向にあることがうかがえるが、事業承継届限定で見ると2011年以降は増加していない。従って2009年相続税が有限会社の開廃業に関して決定的であったとは言い難い。その原因としては、このデータが相続件数に基づくものであり、現金会社に見られる回避操作は、むしろ生前贈与によるものが多いと推察されるからである。すなわち、営業届である以上当然に贈与による交代数も含むであろうが、いずれにせよ件数の推移だけでは財政分析として結論を導くには不十分である。

そこで次に、2007年より毎年集計公表されている相続税統計⁶⁹から贈与税の

67 ドイツでは企業の起業・清算に関する公表データは営業届統計のみであり、しかしながらその定義が連邦統計局(Mikrozensus)、IfM Bonn(Gründungsstatistik)、KfW(Gründungsmonitor)、ZEW(MUP: Mannheimer Unternehmenspanel)などで統一しておらず数値は異なる。一例として、2014年の全企業登録件数は約366万社であるが、MUPではコンツェルン企業を統合算出しているため経済活動単位企業は約270万社である。Vgl. SF (2014): S. 4., Günterberg, B (2012): s. 1ff.

68 所有者・経営者の死亡を起因とする企業の開廃業や変更は、直接的な事業承継のみならず、倒産、新規創設、合併、分割など多様な存続形態への影響も想定されるが、考察の対象が広くなり論点が絞れなくなるため、営業届より事業承継に係る部分のみを取り上げているのである。なお、営業届は経営者死亡時事業承継のみが含まれているのではなく、当然ながら世代交代に基づく旧新事業承継(役員変更)も含まれると考えるのが妥当であろう。

69 SB, Finanzen und Steuern "Erbschaft- und Schenkungsteuer" 2007年~2014年より集計した。

表4 2014年営業届の集計

2014年営業届 (開業)							
企業形態	開業届総数	新設	既存事業 移転再開	事業承継 開業			
		総数	総数	総数	法変更	役員変更 (企業家参入)	相続/買収/賃借
個人会社	569,699	478,913	59,062	31,724	3,608	***	28,116
合名会社	1,932	1,071	140	721	342	219	160
合資会社	1,802	1,084	206	512	276	133	103
有限合資会社	15,662	10,648	2,215	2,799	1,599	564	636
民法上組合	36,751	25,516	2,309	8,926	1,582	6,092	1,252
株式会社	2,320	1,873	267	180	128	***	52
有限会社	89,313	66,697	15,398	7,218	3,634	***	3,584
PCLS	1,261	994	218	49	22	***	27
協同組合	354	301	22	31	9	***	22
登録協会	895	758	25	112	8	***	104
その他	2,296	1,805	218	273	166	41	66
計	722,285	589,660	80,080	52,545	11,374	7,049	34,122
2014年営業届 (廃業)							
企業形態	廃業届総数	廃止	既存事業 移転退出	事業承継 廃業			
		総数	総数	総数	法変更	役員変更 (企業家退出)	相続/売却/賃貸
個人会社	562,439	474,547	58,578	29,314	7,053	***	22,261
合名会社	2,442	1,317	171	954	392	453	109
合資会社	1,874	1,105	201	568	284	200	84
有限合資会社	11,713	7,887	2,118	1,708	520	579	609
民法上組合	39,587	22,437	2,359	14,791	2,462	11,517	812
株式会社	2,586	1,933	280	373	296	***	77
有限会社	68,196	48,720	15,282	4,194	1,558	***	2,636
PCLS	1,634	1,352	211	71	44	***	27
協同組合	368	321	19	28	11	***	17
登録協会	585	470	27	88	13	***	75
その他	2,061	1,613	196	252	134	49	69
計	693,485	561,702	79,442	52,341	12,767	12,798	26,776

出所：SB (2015): s. 14, und s. 18.

ドイツ相続税における事業承継問題

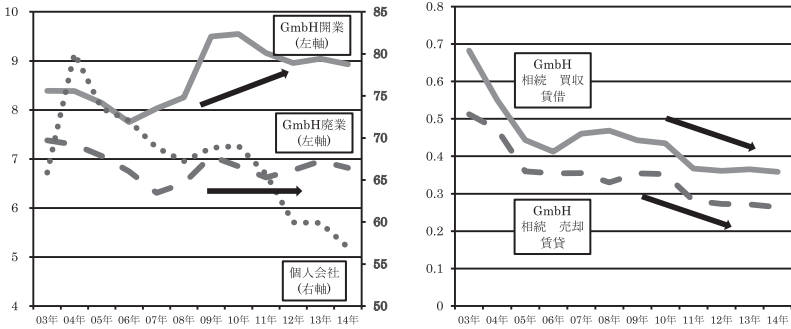


図2 GmbH開業・廃業数推移(左:総届数, 右:事業承継届数)[単位:万社]
出所:SB, F2R5, Gewerbeanzeigen各年版(12月版)より作成

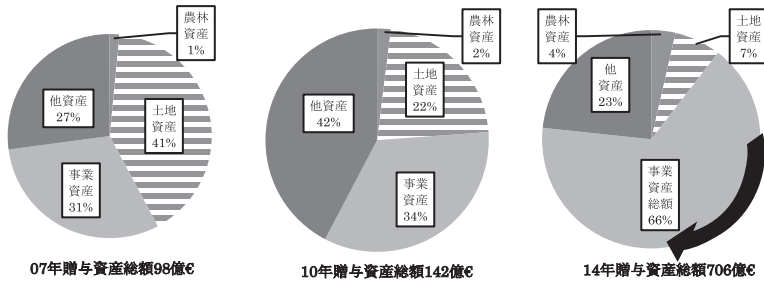


図3 贈与資産4分類 内訳の推移
出所:〈図3〉SB, Erbschaft- und Schenkungsteuer, 各年版より作成

動向を見てみたい。〈図3〉〈図4〉は年間課税贈与総額⁷⁰の内訳比率及び金額(絶対額)を経年比較したものである。贈与資産全体に占める事業資産の比率は近年大幅に上昇していることがわかる。2002年相続税特別統計⁷¹を集計したマンハイム大学の分析⁷²では、事業資産比率は26.5%であったことから事業資産の贈与に占める役割が大きく変化したと言えるであろう。さらに絶対額の推移を見ても事業資産の贈与額は2011年より急増しており、同時に資本金社へ

70 BT-Drucks (2014): 18/1516, 2014, Anlage4, s. 30.

71 SB (2005): s. 101ff.

72 Lehmann, D/Treptow, O (2006): S. 961. 但し贈与額が増えるにつれて事業資産の割合は増加している。

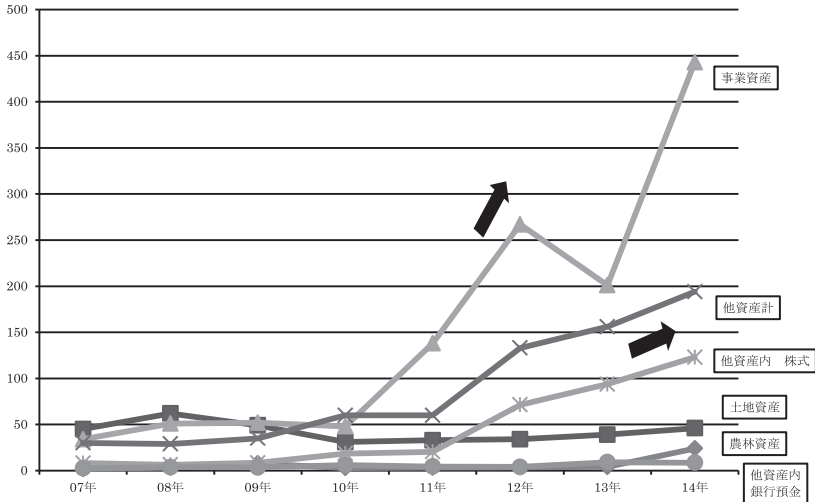


図4 贈与資産4分類 規模の推移 [単位：億€]

出所：〈図4〉BT-Drucks (2014)：s. 30. より作成

の出資分（株式）及び銀行預金などを含むその他資産の比率も上昇し、特に株式の贈与額も顕著な動きを見せている。したがって、このような事業資産や個人資産の贈与額増大の背景には2009年相続税による税制優遇が寄与していると指摘することができよう。

続いて、事業承継による税制優遇規模を見る。2010年事例では年間死亡者数に対する課税件数は約6%であった。相続贈与による遺産の総額は2009年の約375億€から2014年には1,089億€へと大幅に増大している。〈図5〉は2009年相続税の特別措置（§13a）による贈与税免除額（非課税部分）を、贈与総額及び実際の贈与税額と経年比較⁷³したものである。贈与総額や優遇控除額が2010年より上昇しているばかりでなく、非課税割合も顕著に増加していることがわかる。つまり、贈与税の総贈与額に占める非課税割合は2009年の17.5%から2014年の84.4%まで急上昇したのである。また税務統計では2,000万円以上の高額贈与者数も2009年の13人（合計15億€）から2014年の424人（合計449億€）に伸びている。

73 2007年及び2008年は旧法（§13a）による金額である。

ドイツ相続税における事業承継問題

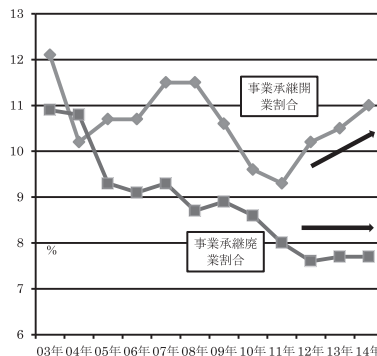
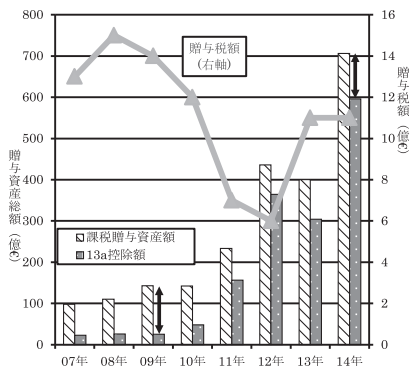


図5 税額・贈与額に占める非課税額推移

図6 開廃業に占める事業承継割合推移

出所：〈図5〉〈図6〉SB, Erbschaft- und Schenkungsteuer, 各年版, 及びIfM Bonnより作成

6. 雇用創出について

このように極端な優遇の政策目的が雇用の確保と中小企業の保護に拠るものであるならば、最後に雇用やドイツ中小企業の安定動向を見なくてはならない。政府統計⁷⁴で失業率は2005年をピークに低下しており、2011年以降失業者数も300万人を下回っている。また、連邦統計を基に整理したIfM Bonnのデータから開業（起業）・解散廃業（清算）・倒産の各件数の推移を見てもすべて減少傾向にある。家族企業財団に拠れば⁷⁵、2006年から2012年に国内雇用は家族企業上位500社計で11%増大し、上場企業27社計では同時期に7.3%減少したと言う。

〈図6〉は事業承継に係る開廃業件数との割合を比較したものである。ここから2009年相続税が開業と廃業に対して格差をもたらしたと推定することができよう。すなわち事業承継税制優遇における企業の世代交代への影響は、2010年以降の廃業届と開業届の格差の増大により安定的とは言えず、むしろこのような特別措置の労働市場に与える効果は限定的であったと言えよう。雇用確保のためにシームレスな事業承継を前提とするならば、開廃業には一定の相関が見られるはずである。そもそも経営者の高齢化と後継者の確保はドイツにおい

74 BA (2015): Eckwerte des Arbeitsmarktes - Jahreszahlen 2014

75 SF (2014): s. 72.

でも極めて重要な課題となっており、Kay/Suprinovič (2013)⁷⁶は2014年から5年間で約13.5万社の企業で承継が予定され、約200万人の従業員に影響してくると言う。これは2010年からの5年間で比較して60万人増加しており、事業承継期待企業増大の主な要因が経営者高齢化にあり、金融危機後の資産価値低下や企業総数自体の増大も要因ととらえている。このようにドイツの事業承継税制には、そもそも後継者育成などの移行期間も含めた長期安定的な雇用創出支援措置を講ずることが求められていると指摘できよう。

さらに、雇用に関して小企業の及ぼす影響は当初より期待できないものがあり、逆に20人以下の賃金総額規定一律免除が課税の公平上で大きな問題（平等違反）となってしまった。〈図7〉は事業承継に係る開廃業の従業員数別の推移を見たものである。但し全体比率にして6割前後の規模件数のある個人事業者は従業員無のため省略した。これを見ても2009年相続税後の影響は見られず、承継開業時には5～9人（全体比平均約6%）の減少率が少なく、承継廃業時には2～4人の全体比が19.4%から15.4%と比較的大きな幅の動きを示していることがわかる。

賃金総額規定における政府案ではこのような承継時の開廃業企業の従業員数も配慮する必要があるが、詳細な区別は徴収コストにも影響を及ぼすことも配慮しなければならないだろう。

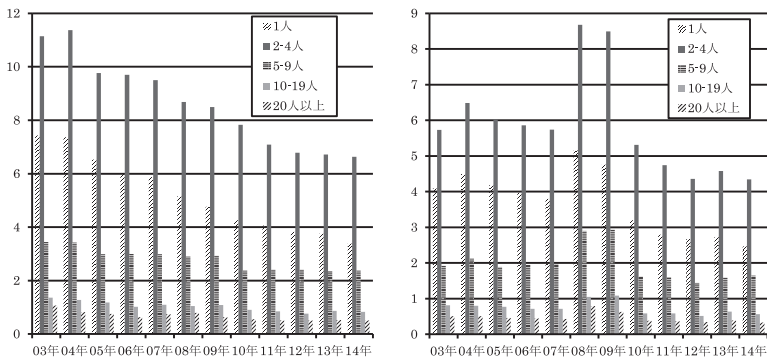


図7 事業承継時の従業員数別の推移（左開業、右廃業）〔単位：1,000社〕
出所：Günterberg, B (2012): s. 95ff, und IfM Bonn HP.

76 Kay, R/Suprinovič, O (2013): s. 18.

また、事業資産評価の問題も議論の余地がある。経済7団体の主張する審査適用限度額の根拠は、2005年時（土地は1996年標準地価額）との資産評価格差に基づいた結果である。2回の違憲判決によって相続税評価基準はすべて取引価格たる通常価格に統一されたことになっているが、特に土地評価にはこのような時価評価による負担増に対する反対も根強い。Seer (2015a)⁷⁷は、現行相続税（事業承継税制）問題の本質が第1段階たる事業資産の評価自体にまだ欠陥が残されているところにあり、その誤りを第2段階たる財政上特別措置で補正することの限界を指摘している。すなわち、2009年相続税も1995年判決の要請を満たすことなく立法が評価の不均衡を税率操作により調整しようとしたところに司法による平等違反とみなされたのである。よって相続対象資産の評価問題も残されており、課税根拠が負担能力の増大に依拠している限り、相続・受贈資産価値の公平な時価評価基準が求められるべきであろう。

6. おわりに

Kirchdörfer/Layer (2015)⁷⁸がまとめた8件の改革案一覧によれば、必要度審査適用額は1億€案が5件、賃金総額規定除外人数は10人以下案（もしくは5人以下も含める）が4件であった。政府草案が当初事業承継優遇をまとめた2005年草案に依拠していることから、1億€の審査適用額は妥当であると言えるが、賃金総額規定の人数は簡素化やコストの視点⁷⁹などで議論の余地がある。さらに議論すべきは企業規模と優遇規模の関係である。第2章で考察したドイツ中小企業の特異性を、計量的基準で優遇適用可否を定めることに財政的な公平性と合憲性を吟味しなければならないだろう。2014年判決は一方でマクロ的な企業規模による公平性を要求しているが、他方で中小企業や家族企業の事業資産承継に対する現行優遇措置を合憲としつつ、大企業であれ、小企

77 Seer, R (2015a): s.119., auch Seer, R (2015b): s. 836.

78 Kirchdörfer, R/Layer, B (2015): s. 454. 経済7団体案は3億€と突出している点及び人数の制限をしていない点が、また家族企業財団案は管理資産再投資時の税割引を提案している点がそれぞれ特徴的である。

79 政府草案では各州が50万€及び毎年1.6万€のコスト負担と予測している。BMF (2015c): s. 21.

業であれ、不必要な優遇を除去することを求めている。経営者や後継者に対する商工会議所の各年度のアンケート⁸⁰でも相続税負担を懸念する回答が各年で一定しておらず、近年のドイツ事業承継税制の不安定性が影響していることは明らかである。

本稿では2014年12月の相続税違憲判決を受けた事業承継税制の問題を考察し、事業登録統計（営業届）による税の影響分析を試みた。結論として2009年相続税制の歪みが、とりわけ贈与税において、明瞭なる租税回避操作をもたらしてしまったことを指摘できるが、他方で、家族財団や経済団体が指摘するような雇用の維持効果を本稿で商業統計や税務統計から実証することはできなかった。従ってその後の政策的対応にはより詳細なデータや企業統計に基づく論考が必要である。さらにBach/Mudrack (2015) は、相続税収の連邦税化による財政調整を提案⁸¹するなど、相続税廃止論や財産税復活論と同様に資産課税の在り方の問題として、土地評価の問題と併せて議論していく必要がある。

また税制と企業の開廃業との因果関係は強いものがあると想定されるものの、事業承継税制と雇用との関連性は、本論では営業届及び税収統計のみによる限定的な成果であり、産業構造の分析や労働市場調査なども複合的に検討する必要があると考えられることから、今回十分に考察できたとは言い難い。2012年の連邦財務省学術委員会報告書⁸²では、相続税による企業の存続と雇用に対する重大な脅威は過去においても証明されていないと結論付けて、税率引き下げ、課税ベース拡大、そして猶予規定の改正を予定していた。

世界的にも優れていると評価されるドイツ中小企業の存在理由自体に従業員の長期的雇用という特質が見られる限り、生産年齢人口減少に伴う後継者不在による廃業は、雇用にとって明らかなマイナスである。しかし、税の介入による経営体制の変更や合併・売却などによる外部経営者の参入による新陳代謝は、

80 Vgl. DIHK-Report zur Unternehmensnachfolge. 2010~2014.

81 Bach, S/Mudrack, T (2015): s. 539. ff.,ドイツの相続税収はNW州・BY州・BW州で約6割強を占めており、人口比ではHH州も加わるが、事業承継税制の縮小により企業の相続税収が増大すればそれだけ人口のみならず企業立地も基準に含まれることからその税配分には様々なシナリオが必要となる。

82 GWBBMF (2012): s. 11, auch in Piltz, DJ (2013): s. 228ff.

再分配などの財政分析を除外しても、ドイツ労働市場や経済全体にとって必ずしもマイナスであるとは言い切れない。そのためには今後、事業承継優遇の本質論、即ち企業資産保護に対する雇用実態調査や、職業訓練などの公共性・社会性目的、ドイツ企業の経済特殊性を国際比較により分析することもまた課題であろう。Seer (1999)⁸³はすでに1997年相続税における事業承継の優遇に対して、「個々の企業の利潤追求と公共の福祉とは同じ意味ではない」と述べて、事業資産優遇の違憲性を主張していた。このような事業承継における税免除の在り方は、改めて遺産税型相続税も議論しなければならないであろう。

ドイツ連邦憲法裁判所が求めている改正相続税法の期限（2016年6月末）を経過した現8月時点においても、改正相続税は未だ議決されていない状態にある。これによって、いわば7月1日以降の課税空白期間に対する税法上の遡及適用の可否問題も、今後必ず議論に上ってくるであろう。死亡による遺産承継はともかく、贈与による遺産移転は人為的に操作できるが故に、税法上の抜け道もまた多岐に亘ってしまい、財政経済上もまた非効率であろう。

《参考文献》

- ・岩本晃一（2015）：「「独り勝ち」のドイツから日本の「地方・中小企業」への示唆」独立行政法人経済産業研究所，RIETI PDPS15-P-002.
- ・財団法人全国法人会総連合（2007）：「わが国と諸外国における事業承継税制の制度比較」
- ・新日本有限責任監査法人（2013）：「諸外国の創業支援及び事業承継に係る税制等の実態調査事業報告書」
- ・田中信世（2013）：「ドイツの中小企業」季刊国際貿易と投資，Autumn 2013/No.93.
- ・野田裕康（2000）：「ドイツ相続税の諸問題」国際政経論集，第8号，二松学舎大学
- ・野田裕康（2015）：「ドイツ資産課税の近年の動向について」駿河台経済論集，第24巻第2号
- ・BA（2015）：Eckwerte des Arbeitsmarktes Jahreszahlen 2014. Statistik der Bundesagentur für Arbeit.
- ・Bach, S (2015a): Erbschaftsteuer: Firmenprivilegien begrenzen, Steuerbelastun-

83 Seer, R (1999): s. 211.

- gen stricken DIW Wochenbericht, Nr. 7.
- Bach, S/Mudrack, T (2015): Erbschaftsteuer auf den Bund übertragen, Länder stärker an Umsatz-oder Einkommensteuer beteiligen, DIW Wochenbericht, Nr. 23.
 - BFH (2012): Entscheidung vom 27. 9. 2012., II R 9/11, Rz. 117.
 - BMF (2015a): Eckwerte vom 27. 02. 2015., BMF (2015b): Referentenentwurf vom 02. 06. 2015., BMF (2015c): Gesetzentwurf vom 08. 07. 2015., Bundesministerium der Finanzen.
 - BMWi HP: <<http://www.bmwi.de/>>
 - BR-Drucks (2013): 139/13, S. 91., Bundesrat Drucksachen.
 - Brüggemann, G/Stirnberg, M (2012): Erbschaftsteuer Schenkungsteuer, 9Auflage, efv.
 - BT-Drucks (2005): 15/5555, S. 6., BT-Drucks (2014): 18/1516, 2014, Anlage4, S. 30., Bundestag Drucksachen.
 - BVerfG (1995): 2 BvR 552/91, BStBl. 1995 II S. 671., BVerfG (2006): 1 BvL 10/02, BStBl 2007 II S. 192., BVerfG (2014): 1 BvL 21/12, BStBl. 2015, S. 50., Bundesverfassungsgericht.
 - Clemens, R/Kayser, G (2001): Existenzgründungsstatistik—Unternehmensgründungsstatistik, IfM-Materialien Nr. 149, IfM.
 - Crezelius, G (2015): Reformoptionen bei der Erbschaftsteuer, in Aktuelle Fragen zur Unternehmensbesteuerung, Halbzeitanalyse GroKo 2013/17: (2015/05/28参加セミナー配布資料), pwc, Universität Göttingen.
 - DIHK-Report zur Unternehmensnachfolge, 2010~2014.
 - EC (2005): The new SME definition, European Commission.
 - Englisch, J (2015): Das Eckwertepapier des BMF zur Erbschaftsteuerreform im Lichte der Vorgaben des BVerfG, Heft. 12, DB.
 - Escher, J (2009): Aktuelles zur Strukturierung von Vermögen und Familiengesellschaften, P + P Pöllath + Partners.
 - Erhard, L (1957): Wohlstand für Alle. Econ-Verlag.
 - Fabio, UD (2015): Die Reform der Erbschaftsteuer, Stiftung Familienunternehmen.
 - Günterberg, B (2012): Gründungen, Liquidationen, Insolvenzen 2010 in Deutschland, DF Nr. 1. IfM.
 - GWBBMF (2012): Die Begünstigung des Unternehmensvermögens in der Erb-

- schaftsteuer, 01/2012., GWBMMF (2015): Reform des bundesstaatlichen Finanzausgleichs, 01/2015, BMF.
- Hannes, F/Steger, C Ph/Stalleiken, J (2009): *Verwaltungsvermögenstest ganz anders ?* Heft. 40, DStR.
 - Haunschild, L/Wolter, HJ (2010): *Volkswirtschaftliche Bedeutung von Familien- und Frauenunternehmen*, IfM-Materialien Nr. 199, IfM.
 - Hauser, HE/Wolter, HJ (2007): *Die volkswirtschaftliche Bedeutung der Familienunternehmen*, IfM-Materialien Nr. 172, IfM.
 - Heinmann, F/Spengel, C/Bräutigam, R/Ever, MT (2015): *Das Eckpunktepapier und der Referentenentwurf des BMF zur Erbschaftsteuer*, ZEW, IfM Bonn.
 - Horschitz, H/Groß, W/Schnur, P/Lahme, S/Zipfel, L (2014): *Erbschaft- und Schenkungsteuer, Bewertungsrecht, Finanzen und Steuern B. 13*, Schäffer Poeschel.
 - IDW (2015): *IDW Eckpunkte zur Neuregelung der Erbschaftsteuer nach dem Urteil des Bundesverfassungsgerichts vom 17. 12. 2014 (1 BvL 21/12)* Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.
 - IfM Bonn HP: <http://www.ifm-bonn.org/>
 - Kay, R/Suprinovič, O (2013): *Unternehmensnachfolgen in Deutschland 2014 bis 2018*, DF Nr. 11. IfM.
 - Kirchdörfer, R/Layer, B (2015): *Überlegungen zur Neuregelung des Erbschaft- und Schenkungsteuer rechts aus Sicht der Familienunternehmen*.
 - Layer, B (2013): *Änderung des Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz zur Vermeidung der "Cash-GmbH"*, FuS 4/2013.
 - Lehmann, D/Treptow, O (2006): *Zusammensetzung und Diskrepanz der Erbschaft- und Schenkungsteuer 2002*. *Wirtschaft und Statistik* 9/2006.
 - Maiterth, R/Sureth, C (2007): *Aufkommenswirkungen des Erbschaftsteuerreformvorschlags der CDU/CSU-Mittelstandsvereinigung*, Gutachten im Auftrag der Bertelsmann Stiftung Paderborn.
 - Mueller, J (2006): *How to close the value gap between market and tax values ?* Paderborn.
 - Pauri, R (2015): *Bedeutung der Erbschaftsteuer/Verfassungsrechtlicher Rahmen*, BDI/vbw/Deloitte-Schriftenreihe zur Erbschaftsteuerreform, Ausgabe I.
 - Piltz, DJ (2013): *Fünf Fragen an das BverfG zur ErbSt nach dem BFH-Beschluss II R9/11 vom 27. 9. 2012*, Heft 6, DStR.

- ・ SB (2005): Erbschaft- und Schenkungsteuerstatistik 2002,—Möglichkeiten und Grenzen—, Statistik und Wissenschaft, B3.
- ・ SB (2014): Finanzen und Steuern, Erbschaft- und Schenkungsteuer 2013, 及び各年版
- ・ SB (2015): Fachserie 2 Reihe 5, Unternehmen und Arbeitsstätten Gewerbeanzeigen, 2014, 及び各年版
- ・ Schiffer, KJ (2015): Wohl gesprochen ! Anmerkungen zum Erbschaftsteuer-Urteil des BVerfG, Heft 1 npoR.
- ・ Seer, R (1999): Das Betriebsvermögen im Erbschaftsteuerrecht, in Birk, D Steuern auf Erbschaft und Vermögen, Verlag Dr. Otto Schmidt.
- ・ Seer, R (2013): Erbschaft- und Schenkungsteuer, in Tipke/Lang Steuerrecht 21. Auflage, Otto Schmidt.
- ・ Seer, R (2015a): Überprivilegierung des Unternehmensvermögens durch §§ 13a, 13b ErbStG, GmbHR.
- ・ Seer, R (2015b): Erbschaft- und Schenkungsteuer, in Tipke/Lang Steuerrecht 22. Auflage, Otto Schmidt.
- ・ Simon, H (1996): Die heimlichen Gewinner, Campus Verlag.
- ・ Stalleiken, J (2013): Verschärfung des Verwaltungsvermögenstests zur Beseitigung der “Cash-GmbH”, Heft25, DB.
- ・ SF (2014): Die volkswirtschaftliche Bedeutung der Familienunternehmen, Stiftung Familienunternehmen, Bearbeitet von ZEW und IfM Mannheim.
- ・ Viskorf, S/Haag, M (2014): Abschaffung der Cash-GmbH und weitere Verschärfungen der Verschonungsregeln für Unternehmensvermögen, Heft 1, ZEW.
- ・ Vogel, S (2011): SMEs in the crisis: Employment, Industrial Relations and local partnership, IW Köln.
- ・ Welter, F/May-Strobl, E/Wolter, HJ/Günterberg, B (2014): Mittelstand im Wandel, IfM-Materialien Nr. 232, IfM Bonn.
- ・ Wolter, HJ/Hauser, HE (2001): Die Bedeutung des Eigentümerunternehmens in Deutschland - Eine Auseinandersetzung mit der qualitativen und quantitativen Definition des Mittelstands, IfM Bonn. Auszug aus: “Jahrbuch zur Mittelstandsforschung 1/2001” Schriften zur Mittelstandsforschung, Nr. 90 NF Deutscher Universitätsverlag, Wiesbaden 2001.